平成２９年（フ）第７３号
長野県伊那市美篶7936番地７　プレリ207号室
債務者　平沢まゆみ（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３７４号
岐阜県本巣市上真桑2259番地22、前住所岐阜県本巣市政田1132番地１　（ラ・ジェンヌＥＡＳＴ　104号）
債務者　松谷　一史
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６５号
岐阜県可児市今渡2554番地３　コテージＣ・Ｙ－Ｂ
債務者　髙**原**　千春
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第６６号
岐阜県可児市今渡2554番地３　コテージＣ・Ｙ－Ｂ
債務者　髙**原**壮一郎
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１８７１号
愛知県清須市西枇杷島町地領２丁目８番地16
債務者　小澤　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１０号
愛知県大府市追分町２丁目78番地　コーポ愛101号
債務者　長谷川奈美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６０号
三重県鈴鹿市南若松町662番地の２　ファミール千代崎Ｂ棟３、前住所和歌山県新宮市新宮2436番地の１
債務者　引土まゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
三重県鈴鹿市平田２丁目11番６号　平田ＧＲＩＴ101、前住所三重県鈴鹿市江島町3528番地　ラフォーレ202
債務者　坂下　　徹（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
三重県鈴鹿市道伯４丁目７番８号　ハイツ・ミール　202号
債務者　滝川　佳佑
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７８号
滋賀県草津市青地町620番地１　グーテリヒト　201号
債務者　向江　由行
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７９号
滋賀県草津市青地町620番地１　グーテリヒト　201号
債務者　向江しのぶ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５１号
大津市穴太１丁目４番３号　サニーハイツ201号、前住所滋賀県彦根市古沢町278番地30
債務者　青山　　敬
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６８号
滋賀県草津市東草津２丁目１番11－４－Ｂ号にのゆハイツ
債務者　杉村　美紀
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７８号
滋賀県甲賀市甲南町市原704番地
債務者　飯田　浩一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８７号
滋賀県甲賀市土山町大野2135番地１
債務者　渡部　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９５号
大津市今堅田２丁目33番38－201号
債務者　姫路　啓太
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部